

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一
部を改正する法律案新旧対照条文

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

刑法
目次

第一編 （略）

第二編 罪

第一章 第四章 （略）

第五章 公務の執行を妨害する罪（第九十五条—第

九十六条の六）

第六章 第十八章の二 （略）

第十九章 印章偽造の罪（第一百六十四条—第一百六

八条）

第十九章の二 不正指令電磁的記録に関する罪（第

百六十八条の二・第一百六十八条の三）

第二十章 第四十章 （略）

（封印等破棄）

第九十六条 公務員が施した封印若しくは差押えの表示を損壊し、又はその他の方法によりその封印若しくは差押えの表示に係る命令若しくは处分を無効にした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第三号に規定する譲渡又は権利の設定の相手方となつた者も、同様とする。

一 強制執行を受け、若しくは受けるべき財産を隠匿し、損壊し、若しくはその譲渡を仮装し、又は債務の負担を仮装する行為

二 強制執行を受け、又は受けるべき財産について、その現状を改変して、価格を減損し、又は強制執行の費用を増大させる行為

三 金銭執行を受けるべき財産について、無償その他の不利益な条件で、譲渡をし、又は権利の設定をする行為

（強制執行行為妨害等）

第九十六条の二 偽計又は威力を用いて、立入り、占有

者の確認その他の強制執行の行為を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し

21 又はこれを併科する。
一 強制執行の申立てをさせず又はその申立てを取り下げさせる目的で、申立権者又はその代理人に対しても行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

（強制執行関係売却妨害）

第九十六条の四 偽計又は威力を用いて、強制執行において行われ、又は行われるべき売却の公正を害すべき

（新設）

現 行

刑法
目次

第一編 （略）

第二編 （同上）

第一章 第四章 （略）

第五章 公務の執行を妨害する罪（第九十五条—第

九十六条の三）

第六章 第十八章の二 （略）

第十九章 印章偽造の罪（第一百六十四条—第一百六

八条）

第二十章 第四十章 （略）

（封印等破棄）

第九十六条 公務員が施した封印若しくは差押えの表示を損壊し、又はその他の方法で無効にした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

（強制執行妨害）

第九十六条の二 強制執行を免れる目的で、財産を隠匿し、損壊し、若しくは仮装譲渡し、又は仮装の債務を負担した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 強制執行を受け、若しくは受けるべき財産を隠匿し、損壊し、若しくはその譲渡を仮装し、又は債務の負担を仮装する行為

二 強制執行を受け、又は受けるべき財産について、その現状を改変して、価格を減損し、又は強制執行の費用を増大させる行為

三 金銭執行を受けるべき財産について、無償その他

の不利益な条件で、譲渡をし、又は権利の設定をする行為

（新設）